

津市少子化対策地域支援活動事業募集要領

1 趣旨

本事業は、結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階に応じた支援を切れ目なく行うことにより、地域における少子化対策の充実を図るため、少子化対策の一環として、結婚に至るまでの段階における支援に着目し、結婚しやすい環境づくりを目的とした市内に活動拠点を有する団体が実施する、結婚を希望する独身男女に出会いの場を提供する事業、独身男女の出会いをサポートする事業、仕事と家庭の両立ができる環境づくりに関する事業などの、地域の実情に応じた結婚に対する取り組みを広く募集し、創意工夫のある優秀な企画を提案した団体の事業に対して補助を行います。

2 応募資格

次の要件をすべて満たした民間非営利団体（社会福祉協議会、商工会議所商工会、自治会、学校その他任意団体等）による事業とします。

- (1) 市内に主たる事務所等を有すること。
- (2) 本事業を適正に実施するための組織体制、事業規模、財務状況を有している団体であること。
- (3) 本事業の趣旨や目的に沿った事業実施ができる団体であること。

3 企画提案の内容

(1) 補助対象となる事業

独身男女の結婚活動を促進する目的で行われる事業に限る。なお、当該事業は津市内で実施するものとし、他の団体等から助成金等の資金援助を受けていない、又は受ける予定がないものであること。

また、営利目的でないもの、宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないもの。

(2) 補助対象経費

補助対象経費は、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、傷害保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金とし、原則として領収書等で支出を確認できるものとします。

(3) 補助対象外経費

団体の運営に係る経常的な経費、団体構成員に対する個人給付的な経費（賃金謝礼、交通費、食事代、参加賞、記念品等）及びイベント時における参加者負担とすべき経費（食事代、記念品等）など、補助対象として不適当と認められる経費については補助対象外経費とします。

(4) 事業実施期間

補助金交付決定日から令和8年3月31日（月）までとします。

4 補助金等

(1) 補助金額

1事業あたり10万円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

(2) 補助事業の件数

予算の範囲内で1件程度を選定するものとします。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

令和7年5月1日（木）から令和7年5月30日（金）午後5時15分まで
（郵送の場合は必着）

(2) 提出方法

下記の応募書類を、下記の提出先に郵送または持参によるものとする。

(3) 提出書類及び提出部数

- ア 応募申請書（様式1） 1部
- イ 事業計画書（様式2） 1部
- ウ 収支予算書（様式3） 1部
- エ 団体の概要（様式4） 1部
- オ 定款または組織運営に関する規則（会則等）の写し（任意様式） 1部
- カ 直近の事業報告書及び収支決算書の写し（任意様式） 1部
- キ 団体の日頃の活動状況が分かる資料（任意様式） 1部

(4) 提出先

〒514-8611

三重県津市西丸之内23番1号（津市本庁舎3階）

津市健康福祉部こども政策課こども政策・若者出会い応援担当

電話番号：059-229-3390

6 補助対象事業の選定

(1) 選定方法

津市少子化対策地域支援活動事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）での審議を経て事業を選定します。

なお、必要に応じ、個別に聞き取りを実施するとともに、内容の修正を求める場合があります。

(2) 選定基準

別に定める津市少子化対策地域支援活動事業選定委員会選定基準の各項目（実行性、発展性・新規性、地域性、適性、遂行能力）に留意し、提案事業の選定を行うものとします。

(3) その他

審査内容等については、公表しないものとし、選定結果は、応募のあった全ての団体に、選定結果通知書（様式5）により個別に通知します。

7 補助金の交付

選定委員会により選定した事業の実施主体に対し、津市少子化対策地域支援活動事業補助金交付要綱及び津市補助金等交付規則(平成18年津市規則第44号)に基づき、補助金を交付します。

補助対象経費には、業務終了後の報告書の作成及び送付に係る経費も含まれます。

8 補助金の支払

補助金は、原則として事業が完了し、津市が履行を確認したうえで支払います。ただし、業務の遂行上必要がある場合は、概算払いを行うことができます。

9 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格となることがあります。

- (1) 応募資格を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (3) 提出期間経過後に書類を提出した場合
- (4) 選定に対し、不当な要求等を申し入れた場合
- (5) 選定委員会に個別に接触した場合
- (6) その他不正な行為があった場合

10 その他

- (1) 応募申請書等の作成及び提出に係る費用は提案団体の負担とします。
- (2) 失格となった団体が提出した企画提案書等は無効とします。
- (3) 市が必要と認める場合において、5(3)以外の書類の提出を求める場合があります。
- (4) 1団体からの提案は1事業を上限とします。
- (5) 提出された企画提案が当該事業としてふさわしくないと選定委員会において判断された場合、その提案は採用しないものとします。
- (6) 企画提案に関して著作権等の問題が生じた場合は、津市は責任を負いません。
- (7) 事業実施に関して第三者に生じた損害等について、津市は責任を負いません。
- (8) この要領に定めのない事項が発生した場合は、津市と企画提案団体とで協議して決めるものとします。